

世田谷区立保育園「非常勤職員」募集案内

1 任用職種・予定人数

募集区分	職種	職務内容	勤務時間	勤務日数	報酬月額	期末・勤勉手当	募集人数
用務	A	用務A	■用務業務に関する事（清掃、洗濯、布団の上げ下ろし等） 午前9時～午後5時 （うち休憩60分）	月12日	136,381円	668,266円	若干名
	B	用務B		月16日	181,842円	891,025円	
	C	用務C	午前9時～午後5時 うち実働6時間 （うち休憩60分）	月11日	107,156円	525,064円	

■全職種共通職務内容 保育園の運営に関し、所属園長の指示する事項

※ 期末手当は年間を通じて任用した場合の予定金額です。

2 任用開始時期

令和8年12月1日

3 任用期間

令和8年12月1日～令和9年3月31日まで

※勤務実績等を考慮した上で、再度の任用をする制度があります。

4 受験資格

①令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に規定する特定性犯罪事実該当者でない者。

②以下の地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません

（心神耗弱を原因とするもの以外）。

③性別・国籍は問いません。

なお、日本国籍以外の場合は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが条件となります。

5 申込方法

複数の区分を希望する場合は、必ず希望順位を記入してください。

(1) 持参による申込み・郵送による申込み

- ① 提出物 別添の任用選考申込書（両面印刷）
- ② 提出先 世田谷区 子ども・若者部保育課 保育職員係（区役所第2庁舎2階22番窓口）
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
TEL 03-6453-4912
- ③ その他 郵送の場合、封筒の表に「非常勤募集申込み」と赤字で明記してください。
持参の場合 土・日・祝日を除く、8:30から17:00までに上記窓口へ
お越しください（16日に限り正午必着）。
- ④ ホームページ URL
<https://www.city.setagaya.lg.jp/02243/36311.html>



6 申込期限

令和8年 10月 16日(金) 正午【必着】

7 選考内容

(1) 第1次選考

- ① 選考方法 書類審査
- ② 合格発表 令和8年10月22日(木)頃発送予定（**到着日ではありません**）
※合否にかかわらず、全員に郵送で通知いたします。

(2) 第2次選考（詳細は第1次選考の合格通知の際にお知らせします）

- ① 選考方法 面接(個別面接)
- ② **選考日 令和8年10月28日(水) 予定**
- ③ 選考会場 世田谷区役所（予定）
- ④ 合格発表 令和8年11月上旬発送予定 ※合否にかかわらず、全員に郵送で通知します。

8 勤務予定先

- ・ **世田谷区立保育園**のうちいずれか保育課の指定する保育園

※年度ごとに勤務先が変更（異動）となる場合があります。

※通勤時間等は考慮いたしますが、勤務園を自分で選択することはできません。

※勤務場所は、敷地内禁煙です。

【世田谷区立保育園】

乳児保育や障害児保育、さらに延長保育、緊急一時保育など多様な保育を行っています。また、誕生会・遠足・運動会・地域の住民を交えたお祭りなどの行事、子育て相談などを行っています。

9 勤務日

勤務日は月～土曜日の間で、所属園長が前月25日頃までに勤務表で指定します。

※日・祝休み（原則として、特定の曜日の勤務希望を出すことはできません。）

10 休暇及び休業

年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。

1 1 給与等

- (1) 支払日
支払いは当月払いです。原則として、毎月 1 5 日までに支給します(指定口座への振込み)。
- (2) 通勤費
通勤費は区の定める基準に基づき、基本報酬とは別に支給します。
- (3) 期末手当・勤勉手当
一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給します。
- (4) その他
勤務しない日数、時間については報酬を減額します。
月の途中で退職する場合、退職月の報酬は日割計算とします。

1 2 服務

地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがあります。

1 3 公務災害補償等

公務災害補償等の適用となります。

1 4 健康保険等

募集 区分	職種	社会保険 (健康保険、厚生年金保険)	雇用保険	期末・勤勉手当を含めた年収想定 ※ 2		
				年収※ 3	1 0 3 万円超	1 3 0 万円超
A	用務 A	なし※1	なし	2,304,838 円	●	●
B	用務 B	あり	あり	3,073,129 円	●	●
C	用務 C	なし※1	なし	1,810,936 円	●	●

■現在家族の健康保険等の被扶養者の方は、保育園で勤務をすることによって、扶養家族の対象からはずれる（収入額が対象制限額を超える）ことがあります。事前に家族の勤務先の福利厚生担当者にご確認ください。
※ 1 年収が 130 万円を超える職は、社会保険料上の配偶者の扶養対象外となるため、ご自身で国民健康保険等に参加いただく必要があります。
※ 2 「期末・勤勉手当を含めた年収の想定」には、通勤手当相当分は含まれていません。
※ 3 年収の想定はあくまで見込みであるため、報酬改定等により変更になる場合があります。

1 5 福利厚生

職務上、必要な被服は貸与します。

1 6 その他

【特記事項】

- ・世田谷区立保育園での職務へ従事するにあたっては、令和 8 年 1 2 月 2 5 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本職務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪事実該当者でないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、申込書・履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- ・なお、その際、特定性犯罪事実該当者でない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、重要な経歴の詐称に該当すると考えられ、合格を通知した後であってもこれを取り消すことがあります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は以下をご参照ください。

【学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（抄）】

（定義）

第2条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

1 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

2 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

3 児童福祉法第六十条第一項の罪

4 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

5 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

6 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

1 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

2 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

3 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第2条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

1 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

2 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第3条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又は

その全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

【問合せ先】

世田谷区子ども・若者部保育課保育職員係
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
TEL 03-6453-4912（直通）

世田谷区立保育園「非常勤職員」任用選考申込書
(兼履歴書)

令和 年 月 日現在

ふりがな 氏 名			生 年 月 日	
			昭和 平成	年 月 日 (歳)
現住所	〒 -			
	TEL () メールアドレス (必須)			
最寄駅	線	駅	徒歩・バス	分
受験する職種 記号に○をし、 複数希望の場合 () に希望順位 を記入してくだ さい。	A 用務 A ()			
	B 用務 B ()			
	C 用務 C ()			
学 歴 (最終から 記入)	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
職 歴	社名・店名・業界	仕事の内容		期 間 (最新から記入)
				年 月 ~ 年 月
				年 月 ~ 年 月
				年 月 ~ 年 月
				年 月 ~ 年 月
世田谷区立 保育園職歴	保育園名	非常勤／アルバイト	主な勤務時間	期 間 (最新から記入)
				年 月 ~ 年 月
				年 月 ~ 年 月
				年 月 ~ 年 月
				年 月 ~ 年 月
資 格 ・ 経 験				

写 真

(3×4cm)

保育園での勤務を希望する理由

※字数制限はありません

勤務するにあたり、特別に配慮を必要とする事情があったらご記入ください。
※自由にご記入ください

今回の非常勤職員募集を知ったきっかけを教えてください。
(複数回答可・チェック及び記入をしてください)

☐ 区の広報紙

☐ インターネット（区のホームページ）

☐ 友人・知人の紹介

☐ ポスター（掲示場所： ）

☐ 募集案内（配布場所： ）

☐ 出張所のモニター

☐ その他 （ ）

近親者に区立保育園の
在勤者・在園児がいる場合

保育園

令和８年１２月２５日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）に規定する特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、同法に基づき本職務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、以下の記入欄により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

なお、特定性犯罪事実該当者に該当しない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪事実該当者であった場合は、重要な経歴の詐称に該当すると考えられ、合格（内定）を通知した後であってもこれを取り消すことがあります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は募集案内の１６頁をご参照ください。

上記内容を踏まえ、以下の選択肢から該当するものを選択してください。

☐ 私は特定性犯罪事実該当者に該当しません。

☐ 私は特定性犯罪事実該当者に該当します。

私は、世田谷区立保育園「非常勤職員」任用選考を受験したいので申し込みます。

なお、私は地方公務員法等で選考を受けることができないとされる者には該当しておりません。

また、この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

氏名（自署）